# 令和4年1月1日より

## 電気工事士免状の旧姓使用が可能になります

申請に当たっては、**住民票に旧姓が併記されていること**が必要です(<u>戸籍抄本ではありません</u>)。 ※ただし、住民票に旧姓を併記するためには請求手続をする必要があります。

手続の詳細は総務省の HP をご確認ください。

総務省 HP: <a href="https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/jichi\_gyousei/daityo/kyuuji.html">https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/jichi\_gyousei/daityo/kyuuji.html</a>
なお、旧姓併記の手続きをされていれば、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)でも確認が可能です。

#### 新規交付の場合

- 旧姓での交付を希望する方
  - ・交付申請書の氏名を旧姓で記入してください。
  - ・住民票の提出がある場合は、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。
  - ・住民票の提出がない場合は、住基ネットにより旧姓が併記されているか確認します。

### 書換の場合

- 現在新姓の免状をお持ちで、旧姓への書換を希望する方
  - ・交付申請書の氏名を旧姓で記入してください。
  - ・住民票の提出がある場合は、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。
  - ・住民票の提出がない場合は、住基ネットにより旧姓が併記されているか確認します。
- 現在旧姓の免状をお持ちで、引き続き旧姓の使用を希望する方
  - 書換申請をする必要はありません。
  - ・ただし、住民票等に旧姓が併記されている場合に限りますので、旧姓併記の請求手続は行って ください。(提出不要)

#### Q&A

- Q 1 旧姓を使用する場合、免状には旧姓と新姓が併記して印字されますか?
- A 1 旧姓のみ印字されます。
- Q2 第1種免状と第2種免状を持っているのですが、表記は統一させる必要がありますか?
- A 2 統一させる必要はありません。 どちらか一方のみ旧姓表記にすることも可能です。